

ながのモール広告利用規約

この記載はながのモールの広告掲載申込書の一部を構成しており、お客様（以下「申込者」という）からお申し込み頂きました広告掲載に関する契約条件となります。

第1条（契約の成立）

1. 広告掲載をお申し込みされる際は、ながのモールの定める様式の申し込みフォームを使って頂きます。お申し込みができる広告商品はながのモールが申込日現在で提供している商品に限らせていただきます。
2. お申し込みは、広告掲載の開始を希望される日の少なくとも10営業日前までに行っていただきます。ただし、ながのモールが特に認めた場合はこの限りではありません。
3. 申込者からの広告のお申し込みに対して、ながのモールが承諾の意思表示をしたときに広告掲載契約が成立します。ただし、ながのモールは、広告掲載開始日を調整する権利を留保するものとします。

第2条（広告の入稿）

1. 申込者が広告の入稿を行う場合には、ながのモールが指定する日時までに、ながのモールの指定する形式・形態で行うものとします。また、申込者が入稿済の広告の変更をする場合も同様とします。
2. 申込者の故意または過失によって前項に定める入稿が行われなかった場合、ながのモールは広告掲載契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとします。ただし、ながのモールは当該広告掲載を行うことができなかった期間の広告料を申込者に対して請求することができるものとします。

第3条（広告内容の変更）

1. ながのモールは、広告掲載契約が成立した後も、お申し込みを受けた広告の内容、形式、もしくはデザインあるいは広告主のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、またはながのモールの定める広告掲載基準に抵触していると判断した場合、当該お申し込みに係る広告の内容、形式、もしくはデザイン等の変更を求めることができます。
2. 掲載開始の前後を問わず、申込者がながのモールからの前項に基づく申し入れを拒絶した場合、または申込者が直ちに変更を行わない場合、ながのモールは、申込者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく広告掲載契約を解除することができるものとします。

第4条（申込者の責務）

1. 申込者は、お申し込みにかかる広告内容が第三者の権利を侵害するものではないことおよび記載内容に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることをながのモールに対して保証するものとします。
2. 第三者からながのモールに対し、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任および負担において解決するものとします。ただし、当該損害がながのモールの責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第5条（免責）

1. 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生等ながのモールの責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、ながのモールはその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。ただし、ながのモールの故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、この場合、ながのモールが掲載を行わなかった部分については申込者の支払債務も生じないものとします。
2. 広告掲載初日及び広告内容の変更初日の午前0時から正午までの間は広告掲載調整時間とし、当該調整時間内の不具合について、ながのモールは免責されるものとします。
3. 広告掲載中に当該広告からのリンクがデッドリンクとなった場合やリンク先のサイトに不具合が発生した場合、ながのモールは当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合ながのモールは広告不掲載の責を負わないものとします。
4. 広告掲載契約に関連して、理由の如何を問わずながのモールが申込者に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合には、当該賠償額は広告掲載契約に基づく広告料を上限とします。

第6条（入稿内容の変更）

申込者は広告の入稿内容を変更できるものとします。テキスト・バナー画像の変更は月1回のみながのモールに申し込むことができます。ただし、ながのモールが認める場合はこの限りではありません。

第7条（広告料金）

広告料金はながのモールが別途定める料金表の通りとします。

第8条（支払方法）

1. ながのモールは、申込者に対し、申し込み確認後速やかに広告料金の請求書を発行するものとし、申込者は、ながのモールから請求された当該広告料金全額を広告掲載開始日の4営業日前までに支払うものとし、
2. 前項の規定にかかわらず、ながのモールが特に必要と認めた場合には支払条件を変更することがあります。この場合、ながのモールは変更した支払条件を申込者に通知するものとし、
3. 本条に定める広告料金の支払は、ながのモールが定める銀行口座に、広告料金に消費税を加えた額を振込むことによって行うものとし、なお、振込手数料は申込者の負担とします。

第9条（支払遅延の効果）

1. 申込者が第8条に定める支払を遅滞した場合、ながのモールは広告掲載契約および遅滞のあった時点で成立している他の広告掲載契約に基づく広告掲載の全てを申込者による支払がなされるまで履行する義務を負わないものとし、この場合、申込者は当該広告掲載がなされないことについてながのモールに対し損害賠償請求を行うことはできないものとし、

第10条（契約の解除）

1. 申込者が次の各号の一に該当した場合、ながのモールは申込者への催告その他何らの手続きを要することなく、本契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとし、この場合、申込者に対して損害賠償の請求ができるものとし、
 - (1) 第8条を履行しない場合
 - (2) 本契約またはながのモールとの他の契約に違反し、ながのモールの催告にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、または特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更生、破産等の法的倒産手続の申立てがあったとき、手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、その他申込者の財政状態が悪化したとながのモールが判断したとき
 - (4) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することがながのモールまたは申込者の利益または信用を阻害するおそれがあるとながのモールが判断したとき
 - (5) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等がながのモール、その関連会社または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあるとながのモールが判断したとき
 - (6) 広告またはそこからリンクしたホームページの記載内容の全部または一部が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、またはながのモールの定める広告掲載基準に抵触しているとき
 - (7) 広告の記載内容が不適切とながのモールが判断したとき
2. 申込者に前項の各号に事由が一つでも生じた場合には、申込者に対する一切の債務は、何ら通知する事なく、当然に期限の利益を失い、ながのモールは申込者に対し直ちに債務の履行を請求することができるものとし、
3. 申込者は、広告掲載契約に定める広告料金全額を支払って、いつでも広告掲載契約を解除することができるものとし、

第11条（守秘義務）

申込者は、広告掲載あるいは広告掲載契約に関して知り得たながのモールの秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとし、

第12条（バナー画像について）

申込者の入稿するバナーの画像はながのモール契約のサーバーに置くことを原則とします。

第13条（契約条件の変更）

ながのモールはいつでもこの広告掲載契約の各条項を変更することができるものとし、ただし、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載が申し込まれた日（申込書記載の申込日）における契約条項が適用されるものとし、

付則（平成20年6月13日作成）

このながのモール広告利用規約は、平成20年6月13日に作成し、即日実施します。